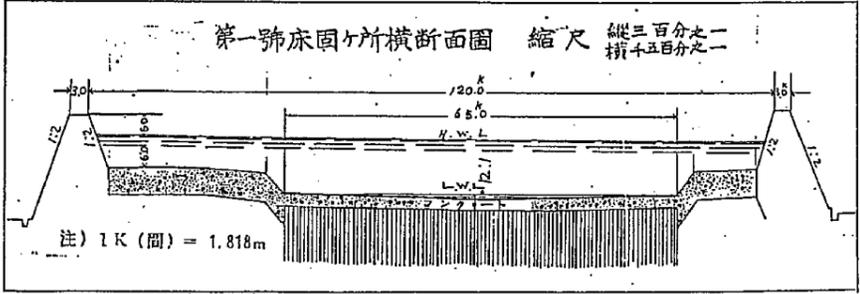


第1回懇談会 委員意見への回答 (1/3)

	意見	回答
津波	河川断面を大きくすれば津波の被害を助長しないか。	<p>■ 想定津波高について</p> <p>東海・東南海・南海地震で想定される地震・津波の規模は、今般の東北地方太平洋沖地震津波を受け、現在、国が設置した中央防災会議において見直し検討が行われています。専門家の知見によれば、これまで想定していたマグニチュード8.4の地震(安政南海地震)が、今回発生したマグニチュード9.0クラスの地震規模となった場合には、津波高は平均で2倍程度に上昇すると考えられています。従って、兵庫県では、国の中央防災会議による調査研究結果が出るまでの暫定措置として、現行の想定津波高の2倍の津波高を対象とし、当面の津波対策を行う方針としています。<u>武庫川における現行の想定津波高の2倍の津波高は、阪神高速湾岸線付近でおよそ0.P.+4.9m(T.P.+3.6m)となります。武庫川の堤防は、この2倍津波高より高いことから、計算上は堤防を越えないこととなります。</u></p> <p>今後、国の中央防災会議における検討結果が正式に出され、技術指針等が示された段階で、必要な対策を行うこととしています。</p> <p>■ 『河川への遡上津波対策に関する緊急提言』</p> <p>国土交通省では、東日本大震災での津波災害を受けて、有識者による『河川津波対策検討会』を設置しました。この検討会では、全国における河川津波対策が円滑に進むよう、河川津波対策の考え方を『河川への遡上津波対策に関する緊急提言(平成23年8月)』(以下、『提言』)としてとりまとめました。この中では下記の事項が記載されています(『提言』p5)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 津波は、河口部の河床が低いほど河川に進入しやすい ・ 河道内では、河床が高いほど津波の水位が高くなる ・ 河川津波対策のために、河床掘削を優先して実施することも必要 <p>■ 武庫川の河道改修と津波水位との関係</p> <p>武庫川の改修では、下図に示す河口～阪神高速湾岸線間の約1.5kmでは河道掘削を行いません。従って、津波が遡上したとしても、河口部の断面積に変化がないことから、河道に進入する流量にも変化はありません。</p> <p>一方、阪神高速湾岸線上流の河道内は、掘削を行うことにより川の断面積が大きくなります。遡上する津波の流量が同じであれば、受け皿になる河道断面の広い方、また、河床の低い方が津波水位も低くなります。</p> <p>以上のことから、<u>今回行う河道改修によって武庫川の津波水位が大きくなることはないと考えています。</u></p>

第1回懇談会 委員意見への回答（2／3）

	意見	回答
潮止堰撤去	淡水確保の観点から、潮止堰は残した方が良い。	<p>■ 旧潮止堰が建設された経緯</p> <p>現在の潮止堰が築造される以前の「旧潮止堰」は、『武庫川改修工事概要（兵庫県，昭和2年4月）』および『西宮市史』によると、河道の固定や洗掘の防止を主目的とした「床固め」として、大正9～12年の間に下図のような形状で建設されています。</p>  <p>■ 現在の潮止堰が建設された経緯</p> <p>ところが、その後、昭和30年頃から地下水取水がさかんに行われるようになって地盤沈下が深刻化し、それに伴い塩水が武庫川を遡上して地下水に混入するようになったため、元来「床固め」であったものが、「潮止め」の機能を有する堰としてクローズアップされるようになりました。現在の潮止堰は、このような背景を受け、昭和62年から実施した河川改修事業において、塩水遡上防止を目的とした「潮止堰」として平成4年に改築したものです。</p> <p>■ 整備計画において撤去することを決定</p> <p>しかし、現在では、年々地下水の利用が減少していることから潮止めの役割が低下していること、潮止堰の撤去により生物の生息環境の改善が見込めること等を踏まえ、河川整備計画において、「<u>潮止堰は、周辺の地下水の利用状況を勘案し適切に対応することを前提に撤去する</u>」ことを決定しました。</p> <p>なお、潮止堰の改築には、数十億円のコストを要することから現実的でない判断をしています。</p>
高水敷樹木	潮止堰の撤去、河道の掘削により、地下水位低下や塩水遡上をまねき、高水敷樹木の生育環境が改変されるのではないかと。	<p>■ 『河川区域内における樹木の伐採・植樹基準』</p> <p>河川区域内の樹木は、『河川区域内における樹木の伐採・植樹基準（平成10年6月 建設省河川局）』により、「樹木が治水上等の支障となると認められる場合は、樹木の有する治水機能及び環境機能に配慮しつつ、支障の大きなものから順次伐採することを基本とするものとする」とされています（第二章 樹木の伐採（一般的基準）第五より）。</p> <p>樹木が治水上の支障となる理由には、下記のようなものが挙げられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水時に水位上昇をもたらす ・ 堤防沿いに高速流が発生する ・ 堤防・護岸等の河川管理施設に根が悪影響を及ぼす など <p>■ 武庫川における河川区域内樹木の取扱い</p> <p>武庫川では、治水上等の支障となる河川区域内樹木については基本的に伐採することを考えています。一方、河川区域内樹木の一部は古くから生育しており、武庫川の景観を特徴づけ、地域住民にも親しまれていることから、治水上等の支障とならない範囲でこれら樹木の保全について配慮します。</p> <p>■ 樹木敷高と河川水位の関係</p> <p>なお、潮止堰の撤去および河道掘削に伴い、潮止堰上流側では現状より水位が低下することになります。現在の樹木が位置しているおおよその敷高と河川水位との差は、現状で2～3m程度ですが、改修によって水位は1.2m程度低下することが想定されるため、その差は3～4m程度に増大することとなります。武庫川において、現状で河川水がマツ等への水分供給源になっているかは不明ですが、他箇所（武庫川の仁川合流付近）における樹木敷高と河川水位の差を確認したところ、現状でも3～5m程度であることから、<u>改修により水位差が拡大した場合にも、樹木の生育環境は満足されると考えています</u>。また、武庫川の下流部や他河川（蓬川、夙川）においては、感潮区間※でも樹木が生育していることから、潮止堰の撤去によって<u>塩水の遡上範囲が拡大した場合でも、樹木の生育環境は満足されると考えています</u>。</p>

※感潮区間：河川の下流において流速や水位が潮の干満の影響を受けて変動する区間

第1回懇談会 委員意見への回答（3／3）

	意 見	回 答
ホームレス や不法占用	事業を進めるにあたっては、ホームレスや不法占用の問題も考慮すべきではないか。	<p>尼崎市：月に1回、福祉事務所等と連携し不用物件の撤去等の対応 平成15年度：約100名 → 平成22年度：45名まで減少(H23.1調査)</p> <p>西宮市：「西宮市ホームレス自立支援対策連絡会」により、自立支援の取り組みを進めている 平成15年：130名がピーク → 現在：48名まで減少</p> <p>兵庫県：県としても両市のこのような取り組みを一人ひとり丁寧に伝えていきたい。</p>
親 水 性	河道改修にあたっては、親水性の回復も考えるべきではないか。	皆様の意見を踏まえながら、改修計画の中で可能な限り反映していきます。